

看護小規模多機能型居宅介護サービス 重要事項説明書

看護小規模多機能型居宅介護 みたに

第1条 【 運営主体概要 】

運営主体	社会福祉法人 神戸日の出
所在地	〒651-2266 兵庫県神戸市西区平野町印路 887-8
電話番号	078-969-5202
FAX 番号	078-961-5590
代表者	理事長 構 忠宏 (かまえ ただひろ)

第2条 【 ご利用いただくサービスの概要 】

事業所名	看護小規模多機能型居宅介護 みたに
所在地	〒651-2121 兵庫県神戸市西区水谷 1 丁目 19-28
電話番号、FAX 番号	T E L : 078-940 -9360 F A X : 078- 940 -9361
管理者	渡曾 命子 (わたらい のりこ)
事業の概要	地域密着型 看護小規模多機能型居宅介護
開設年月	令和 5 年 4 月 1 日
事業所指定番号	2895200539
利用定員	登録定員 29 名 (通い 1 日定員 18 名迄、泊まり 1 日定員 9 名迄)
事業の目的	要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。
運営の方針	① 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、利用者が要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において

	自立した生活を営むことができるようにするものとする。 ② 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ④ 地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 ⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 ⑥ 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。 ⑦ 神戸市指定地域密着型サービス及び神戸市指定地域密着型介護支援サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 7 月 1 日改定）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
--	---

第 3 条 【 事業実施地域および営業時間 】

実施地域	通常の実施地域は神戸市とする。他市町村については要相談。
営業日	365 日
営業時間	24 時間 （通い：7：00～21：00 宿泊：21：00～7：00）

第 4 条 【 従業者の職種、員数および職務の内容 】

職種	資格	常勤	非常勤	計	備考（兼務の有無等）
管理者※1		1 人	—	1 人	
介護支援専門員※2	介護支援専門員	1 人	人	1 人	
介護従事者※3	看 護 師 又 は 准看護師	2 人	5 人	7 人	
	介護員	6 人	6 人	12 人	
	その他	人	人	人	作業療法士等含む

※1 管理者：介護保険施設、通所介護サービス、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者、または訪問介護員等として、3 年以上認知症高齢者の介

護に従事した経験を有するものであって、従業者等の管理及び事業所の利用にかかる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとし、また、管理者は従業者に対し、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守させるために必要な指揮命令を行う者。

※2 介護支援専門員：厚生労働大臣の定める研修を終了しているものであり、利用者にかかる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する者。

※3 介護従事者：保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士、訪問看護師等の資格を有する者やその他の従業者であり、看護小規模多機能居宅介護の提供にあたる者。

第5条 【 事業所の設備の概要 】

居室・設備の種類	室数
居間兼食堂	1 室
宿泊室	洋室 9 室／定員 9 名
浴室	1 室（一般浴、機械浴）
相談室	1 室
送迎車	3 台

第6条 【 サービス提供の手順について 】（契約書第3条）

- ①事業者は、利用申し込みを受け、契約を取り交わします。
- ②事業者は、利用者の心身の状態や生活に対する希望、置かれている環境などを踏まえた上で、利用者が持っている強さや抱えている問題、必要としている支援を見出す課題分析(アセスメント)をします。
- ③上記の②を踏まえた上で、介護支援専門員が居宅サービス計画書及び看護小規模多機能型居宅介護支援計画書原案を作成します。
- ④利用者・ご家族・事業所従業員等、利用者に関わる関係者と共に、サービス内容に関しての話し合い(サービス担当者会議・ケアカンファレンス)を行い、利用者に対しての情報共有を行い、共通認識を持ちます。
- ⑤利用者及びご家族に居宅サービス計画書・看護小規模多機能型居宅介護支援計画書の内容を再確認し、同意の上、計画書に署名・捺印頂く。同意を頂いた計画書は、利用者及びご家族に一部交付します。
尚、同意が得られない場合は、計画の変更が可能です。
- ⑥サービス利用期間中はサービスの実施状況や、利用者の状態・環境の変化を継続して観察していき、必要であれば、計画書の内容を随時変更し、変化に柔軟に対応します。そのため、サービス利用期間中は、月に1度介護支援専門員がご自宅を訪問します。

第7条 【看護小規模多機能型居宅介護の内容について】

(契約書第4条)

事業者は、原則として、以下のサービス内容区分から看護小規模多機能型居宅介護支援計画書に基づきサービスを提供するものとします。

- (a) 通いサービス (b) 訪問サービス (看護・介護)
- (c) 宿泊サービス (d) 送迎サービス (通い・宿泊サービスにおける送迎)
- (e) 入浴サービス (f) 食事サービス (g) 生活指導 (相談・援助)
- (h) 日常生活上の世話及び機能訓練 (見守りや外出支援等も含む)
- (i) 行政機関への手続きの代行

第8条 【看護小規模多機能型居宅介護の記録について】

(契約書第5条)

事業者は、以下に掲げる利用者に対してのサービス提供に関する記録を整備し、その完結日から5年間保存します。

- ①居宅サービス計画書
- ②看護小規模多機能型居宅介護計画
- ③利用者に対して提供した具体的なサービス内容等の記録
- ④身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ⑤市町村への通知にかかる記録
- ⑥苦情の内容等の記録
- ⑦報告・評価・要望・助言等の記録

第9条 【利用料、その他の費用について】

(契約書第7条)

事業者は、下記の費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、予め利用者又はご家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとします。

また、本契約の有効期間中に、介護保険法その他の関係法の改定により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用とするものとします。この場合、事業者は法令改定後速やかに利用者及びご家族に対して、改定の施行時期、改定後の金額を通知します。その際は新たな料金に基づく「契約書別紙」を作成し、お互いに取り交わします。

《サービス利用料金》

要介護度別利用料金（介護保険給付自己負担分）－ひと月につき－

介護度	介護 給付費	地域加算	保険給付額			自己負担額		
	包括単位		9割	8割	7割	1割	2割	3割
		10.66 (4級地)						
要介護1	12,447	132,685	119,416	106,148	92,879	13,269	26,537	39,806
要介護2	17,415	185,644	167,079	148,515	129,950	18,565	37,129	55,694
要介護3	24,481	260,967	234,870	208,773	182,676	26,097	52,194	78,291
要介護4	27,766	295,986	266,387	236,788	207,190	29,599	59,198	88,796
要介護5	31,408	334,809	301,328	267,847	234,366	33,481	66,962	100,443

《月途中から利用開始、または月途中での解約をした際の日割り》

要介護度別利用料金（介護保険給付負担分）－1日につき－

介護度	介護給 付費	地域加算	保険給付額			自己負担額		
	包括 単位		9割	8割	7割	1割	2割	3割
		10.66 (4級地)						
要介護1	409	4,359	3,923	3,487	3,051	436	872	1,308
要介護2	573	6,108	5,497	4,886	4,275	611	1,222	1,833
要介護3	805	8,581	7,722	6,864	6,006	859	1,717	2,575
要介護4	913	9,732	8,758	7,785	6,812	974	1,947	2,920
要介護5	1,033	11,012	9,910	8,809	7,708	1,102	2,203	3,304

※月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合は、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」および「登録終了日」とは以下の日を指します。

- 登録日：通い、泊まり、訪問のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- 登録終了日：利用者と当事業所の利用契約を終了した日

《その他の料金》

加算料金

加算内容	単位数	自己負担額	算定要件
① 初期加算	30 単位／日	32 円／日 (2 割：64 円) (3 割：96 円)	利用開始日から 30 日間算定または 30 日を超える病院・診療所への入院後に利用を再開した場合
② 認知症加算(Ⅰ) ※	920 単位／月	981 円／月 (2 割：1962 円) (3 割：2943 円)	日常自立度ランクⅢ以上の者に対して専門的な認知症ケア実施した場合。認知症ケアに関する留意事項の伝達、技術的指導関わる会議を定期的に行う。事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。認知症ケアに関する研修計画作成、実施又は実施を予定
③ 認知症加算(Ⅱ) ④	890 単位／月	949 円／月 (2 割：1898 円) (3 割：2847 円)	日常自立度ランクⅢ以上の者に対して専門的な認知症ケア実施した場合。認知症ケアに関する留意事項の伝達、技術的指導関わる会議を定期的に行う。事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。
⑤ 認知症加算(Ⅲ) ⑥	760 単位／月	811 円／月 (2 割：1621 円) (3 割：2431 円)	日常自立度ランクⅢ以上に該当
⑦ 認知症加算(Ⅳ) ※	460 単位／月	491 円／月 (2 割：981 円) (3 割：1472 円)	要介護 2 で日常生活自立度Ⅱに該当
⑧ 退院時共同指導加算	600 単位／回	640 円／回 (2 割：1,280 円) (3 割：1,919 円)	病院等入院中の利用者が退院または退所にあたり看護師等が共同指導を行った後、退院・退所後、初回に訪問看護サービス実施した場合。(※1 厚生労働大臣が別に定める状態にあるものは、2 回)
⑨ 緊急時対応加算	774 単位／月	826 円／月 (2 割：1651 円) (3 割：2476 円)	利用者・家族に対して 24 時間連絡できる体制で、計画的な訪問ではなく緊急時における訪問及び計画的な宿泊ではなく緊急時における宿泊を必要に応じて行う場合
⑩ 特別管理加算 (Ⅰ)	500 単位／月	533 円／月 (2 割：1,066 円) (3 割：1,599 円)	※1 厚生労働大臣が別に定める状態のⅠに該当する状態にある者に対して計画的に管理を行った場合

⑪ 特別管理加算（Ⅱ）	250 単位／月	267 円／月 (2 割：533 円) (3 割：800 円)	※1 厚生労働大臣が別に定める状態のロから ホに該当する状態にある者に対して計画的に 管理を行った場合。
⑫ ターミナルケア加算	2,500 単位／月	2665 円／月 (2 割：5330 円) (3 割：7995 円)	在宅又は看護小規模多機能居宅介護事業所で 死亡された利用者に対して、その死亡日及び 亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍そ の他別に※2 厚生労働大臣が定める状態の利 用者へ訪問看護を行っている場合は 1 日）以 上ターミナルケアを行った場合。
⑬ 総合マネジメント体制強化 加算（Ⅰ）	1,200 単位／月	1280 円／月 (2 割：2559 円) (3 割：3838 円)	利用者の変化に応じ随時、関係者が共同し居 宅介護計画の見直しを行っている。日常的に 地域住民との交流を図り、地域の行事や活動 に積極的に参加している。地域の病院、診療 所等に対し提供できるサービスの内容に関する 情報提供を行っている。地域住民等の相談 に対応する体制を確保している。必要に応じ 生活支援サービス（インフォーマルサービス を含む）が包括的に提供されるような居宅サ ービス計画の作成をしている。
⑭ 総合マネジメント体制強化 加算（Ⅱ）	800 単位／月	853 円／月 (2 割：1706 円) (3 割：2559 円)	利用者の変化に応じ随時、関係者が共同し宅 介護計画の見直しを行っている。日常的に地 域住民との交流を図り、地域の行事や活動に 積極的に参加している。
⑮ 看護体制強化加算Ⅰ	3,000 単位／月	3,198 円／月 (2 割：6,396 円) (3 割：9,594 円)	医療ニーズの高い利用者へのサービス体制を 強化した場合に算定（※3 厚生労働大臣が定 める基準に適合する場合）
⑯ 看護体制強化加算Ⅱ	2,500 単位／月	2,665 円／月 (2 割：5,330 円) (3 割：7,995 円)	医療ニーズの高い利用者へのサービス体制を 強化した場合に算定（※3 厚生労働大臣が定 める基準イ（1）から（3）に適合する場合）
⑰ 訪問体制強化加算	1,000 単位／月	1,066 円／月 (2 割：2,132 円) (3 割：3,198 円)	訪問サービスの提供にあたる常勤の職員を 2 名以上配置している。算定日が属する月にお ける事業所の訪問回数が 200 回以上である。

⑮ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20 単位／回	22 円／回 (2 割：43 円) (3 割：64 円)	利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態の確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供していること（※栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算との併算定不可）
⑯ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5 単位／回	6 円／回 (2 割：11 円) (3 割：16 円)	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供していること(※栄養アセスメント加算、栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定しており加算（Ⅰ）を算定できない場合にのみ算定可能)
⑳ 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位／回 原則 3 月以内、 月 2 回を限度	160 円／回 (2 割：320 円) (3 割：480 円)	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、それに従って看護職員等が口腔機能向上サービスを行うとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録すること。
㉑ 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位／回 原則 3 月以内、 月 2 回を限度	171 円／回 (2 割：341 円) (3 割：512 円)	口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報、そのほか口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
㉒ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 単位／月	4 円／月 (2 割：7 円) (3 割：10 円)	利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて利用開始時に評価し、少なくとも 3 月に 1 回、評価する。その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって必要な情報等を活用する。確認の結果、褥瘡が認められ又は発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する。入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録する。評

			価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直ししている。
23 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 単位／月	14 円／月 (2 割：28 円) (3 割：42 円)	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。
24 排せつ支援加算(Ⅰ)	10 単位／月	11 円／月 (2 割：22 円) (3 割：32 円)	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる人について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施する。 評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直す。
25 排せつ支援加算(Ⅱ)	15 単位／月	16 円／月 (2 割：32 円) (3 割：48 円)	排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善していること。 利用開始時に尿道カテーテルが留置されていたものについて、尿道カテーテルが抜去されたこと。

②排泄支援加算(Ⅲ)	20 単位／月	22 円／月 (2 割：43 円) (3 割：64 円)	排泄支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、利用開始時に尿道カテーテルが留置されていたものについて、尿道カテーテルが抜去されたこと。かつおむつ使用ありから使用なしに改善していること。
②科学的介護推進体制加算	40 単位／月	43 円／月 (2 割：86 円) (3 割：128 円)	LIFE へのデータ提出頻度について、他の LIFE 関連加算と合わせ少なくとも 3 月に 1 回見直す。その他、LIFE 関連加算に共通した見直しを実施
③栄養アセスメント加算	50 単位／月	54 円／月 (2 割：107 円) (3 割：160 円)	従業者として、または外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
④栄養改善加算	200 単位 原則 3 月以内、 月 2 回を限度	214 円／月 (2 割：427 円) (3 割：640 円)	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問すること
⑤認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200 単位／日	214 円／日 (2 割：427 円) (3 割：640 円)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合。利用を開始した日から起算して 7 日間を限度として算定。
⑥サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750 単位／月	800 円／月 (2 割：1,599 円)	従業者に対し研修計画を作成し実施または実施を予定。情報伝達や技術指導の会議を定期

		(3 割 : 2,399 円)	的に開催。事業所の従業者のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上の場合、または勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上の場合
㉗サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640 単位／月	683 円／月 (2 割 : 1,365 円) (3 割 : 2,047 円)	当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上の場合。
㉘サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350 単位／月	374 円／月 (2 割 : 747 円) (3 割 : 1,120 円)	事業所の従事者の総数のうち、常勤職員の占める割合が 60%以上の場合、または介護福祉士が 40%以上の場合、または勤続 7 年以上の者が 30%以上の場合
専門管理加算	250 単位／月	267 円／月 (2 割 : 533 円) (3 割 : 780 円)	緩和ケア、褥瘡ケア、人口肛門ケア、人口膀胱ケアに関わる専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合。 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合。
㉙遠隔死亡診断補助加算	150 単位／月	160 円／月 (2 割 : 320 円) (3 割 : 480 円)	主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合
㉚生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 単位／月	107 円／月 (2 割 : 214 円) (3 割 : 320 円)	見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。職員間の役割分担（介護助手の活用等）の取組を行っている事。1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデーター提供（オンラインによる提出）を行うこと
㉛生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位／月	11 円／月 (2 割 : 22 円) (3 割 : 33 円)	見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること。1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデーター提供（オンラインによる提出）を行うこと
㉜介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			介護人材の安定的確保および資質向上を図るために算定した単位数の 1000 分の 149 を加算

※1 厚生労働大臣が別に定める状態になるものとは以下のとおりです。

イ、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

ロ、在宅自己腹膜かん流指導管理、在宅血液透析指導、在宅酸素療法指導管理、

在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は、在宅肺高血圧症指導管理を受けている状態

ハ、人工肛門または、人工膀胱を設置している状態

ニ、真皮を越える褥瘡の状態

ホ、点滴注射を週 3 日以上行う必要と認められた状態

※2 厚生労働大臣が定める状態

イ、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性キンジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症およびシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳症、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ、急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※3 厚生労働大臣が定める基準

- （１）算定日が属する月の前三月間において、利用者の総数のうち、主治の意思の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が百分の八十以上であること。
- （２）算定日が属する月の前三月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。
- （３）算定日が属する月の前三月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が百分の二十以上であること。
- （４）算定日が属する月の前十二月間において、ターミナル加算を算定した利用者が一名以上であること。
- （５）登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。

●介護サービスの費用(介護報酬)は厚生労働大臣が定める基準により算定されます。

- （１）介護保険の適用がある場合は、利用者は事業者負担割合に応じた額を支払うものとします。

- (2) 償還払い(一旦利用者が事業所に対して利用料金の全額を支払い、その後利用者が市町村から自己負担分を除く金額の払い戻しを受ける支払い方法)で受ける場合は、事業者に対し、利用料の全額を支払うものとします。
- (3) 介護保険の適用を受けない場合は、利用者は事業者の利用料の全額を支払います。
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用料金については、サービス利用開始日より課金となります。

《介護保険給付外のサービス利用料》

以下の利用料金は、全額が利用者の自己負担となります。

① 食事代

朝食	昼食	夕食
350 円	550 円	550 円

② 宿泊代

1 泊あたり	2,500 円
--------	---------

③ おむつ代

基本的には、自宅で使用されている物を利用時にはご準備頂きますが、失敗等で施設のおむつを使用した場合には、次回利用時に同等の物を同じ枚数ご用意頂くことで支払いをしたものとします。

④ その他のサービス提供において、提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの（私物の買い物、外食、受診時の医療費等）

⑤ 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定看護小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用はその実費を徴収する。

《利用料金のお支払方法》

事業者は、1 ヶ月ごとにサービス利用料金を計算し、翌月 20 日までにご請求致します。口座引き落としの場合は、請求書が送られてきた当月 27 日に利用者が指定した口座より引き落とします。

第 10 条 【 キャンセルについて 】

(契約書第 8 条)

利用者の都合により、利用予定を中止・変更する場合には、速やかに事業者に連絡しなければならないものとします。

また、利用者のご都合により、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合は、キャンセル料として下記の料金を受ける場合があります。

但し、利用者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではない。

サービス利用予定時間の 24 時間前までに申し出があった場合	無料
サービス利用予定時間の 24 時間前までに申し出がない場合	予定されていた食事・宿泊に要する費用の 1 割

第 11 条 【 地域との連携等 】

1. 事業者は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

運営推進会議

人員構成	利用者、ご家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員 近隣の介護保険サービス事業所職員 等
開催期間	2 ヶ月に 1 回 開催

2. 事業の運営にあたって、事業者は、地域住民や地域における活動への参加の機会を持てるよう、地域との連携・交流を図るものとします。

第 12 条 【 事業者及び従業者の義務 】

1. 安全確保

事業者及びその従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。

2. 医療機関との連携

事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認する等、医師及び医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

3. 記録の保存と開示

事業者は利用者に対するサービスの提供内容について記録を作成するものとします。また、作成したサービス実施記録及び居宅サービス計画書、看護小規模多機能型居宅介護計画書は、5 年間これを保存し、利用者の請求に応じてこれを開示するものとします。

4. 衛生管理

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛

生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

5. 利用制限

利用者が感染症を有し、他の利用者に重大な影響を与える恐れがあるようなやむを得ない場合には、治癒するまで利用をお断りする場合があります。

6. 損害賠償

事業者は、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者やご家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者やご家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

尚、事業者は万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

7. 重要事項の変更

事業者は、重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる場合は、利用者及びご家族に対して事前に内容を通知し、書類を交付して口頭で説明をした上で同意の確認を行います。

8. その他の留意事項

- ① 利用者及びご家族は、本契約で定められた業務以外の事項に従業者に依頼することはできません。
- ② 利用者の担当となる従業員の選任及び変更は、利用者に適正かつ円滑にサービスを提供するため、事業者が行うものとし、利用者が従業員を指名することはできませんので、予めご了承ください。
- ③ サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - (a) 従業員は、高額現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書、その他有価証券等は一切お預かりすることはできませんので、予めご了承ください。現金及び貴重品は、お客様の責任で管理していただきます。

(b) 利用者の居宅においても、現金や貴重品は室内に放置せず、金庫等に保管してください。

(c) サービス従業者に対する贈り物や飲食等のご配慮は遠慮させていただきます。

第 13 条 【 秘密保持及び個人情報の保護 】 (契約書第 14 条)

利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・看護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は、その代理人の了解を得るものとする。

第 14 条 【 身体拘束等の排除について 】

事業所は、利用者の尊厳を守るために身体拘束を行いません。

但し、ご本人の心身安全面においてやむをえず実施する場合は、ご家族の同意の上実施します。

第 15 条 【 緊急時・事故発生時における対応及び非常時災害対策について 】

緊急時・事故発生時の連絡先及び対応の手順

1. 緊急時・事故発生時の連絡先 ※必ず繋がる連絡先をお願いします。

●ご家族様

お名前	
住所	
電話番号※	
お名前	
住所	
電話番号※	

●主治医

医療機関名	
電話番号	
主治医名	
備考	

2. 緊急時・事故発生時の対応手順

《 緊急時・事故発生時 》

① 利用者の安全確保

医療機関への連絡(主治医や 119 番への通報等)、搬送の実施等の必要な措置を講じると同時にご家族への連絡・状況報告

《 事故発生時 》

①利用者の安全確保

②事故発生状況・内容の確認

③事業所責任者等への報告

④ご家族・市区町村への連絡

⑤事故の解決に向けた対応の実施

⑥事故発生原因の解明及び再発防止への措置

⑦利用者への事故解決経過・結果の説明

⑧事業所責任者等への最終報告

※緊急時や事項の状況・内容及び上記に基づいた対応結果については、事業者が記録します。

第 16 条 【 非常災害時等の対策 】

事業者は、防火管理者を置き、消防計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施や施設設備の点検等、防火管理上必要な業務を行い、火災等非常災害時における対策を常に整備し、不慮の事態に備えるものとします。また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的にサービス従事者に周知するものとします。

第 17 条 【 苦情及び相談窓口 】

(契約書第 21 条)

1. 本事業所

事業所名	看護小規模多機能型居宅介護 みたに
電話番号	078-940-9360
苦情・相談受付担当者	渡曾 命子 (わたらい のりこ)
受付時間	営業日の 9 : 00～18 : 00

2. サービスの質や契約に関する内容

市町村	神戸市消費生活センター
電話番号	078 - 371 - 1221
受付時間	平日 9 : 00～17 : 00

3. 市町村の相談・苦情窓口

市区町村 担当部署	神戸市福祉局監査指導部
電話番号	078 - 322 - 6326
受付時間	平日 8 : 45～17 : 30

4. 国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口

国保連合会	兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
電話番号	078 - 332 - 5617
受付時間	平日 8 : 45～17 : 15

5. 高齢者虐待

市町村	養介護施設による高齢者虐待通報専用電話 (監査指導部内)
電話番号	078 - 332 - 6774
受付時間	平日 9 : 00～17 : 00

5. 第三者委員

評価者	中垣正樹
-----	------

<以下余白>

本書交付を証するため、本書を 2 通作成し、神戸日の出会、利用者（またはその代理人）は署名捺印の上、各 1 通を保管するものとします。

本事業所（事業所の名称および所在地）
看護小規模多機能型居宅介護　みに
兵庫県神戸市西区水谷 1 丁目 19-28
説明者氏名　渡曾　命子

氏 名